

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

平成26年6月5日に行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]が、平成26年4月28日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、平成26年4月28日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項及び第3項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成26年6月5日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

処分庁は、資産価値のある土地及び家屋を保有しているにもかかわらず、それらの活用を拒否したことを理由に保護申請を却下したが、これらの資産は固定資産税評価額からも高額なものではないことから、原処分が不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4)

(5)

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

その上で、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第3によると、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産については、その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているものなどを除き、原則として売却することとし、これにより難いときには貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮の上、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3-1(1)及び2(1)によると、居住の用に供される家屋に付随した土地及び世帯の居住の用に供される家屋については、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものを除き、原則として保有を認めるとされている。

エ 局長通知第3-5によると、居住の用に供される家屋に付属した土地及び居住のように供される家屋について、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこととされている。

オ 局長通知第11-1(2)によると、要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することとされ

ている。

カ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問3-2によると、田畠のみならず、宅地や家屋についても、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合にはこれを処分させることとされている。これは著しく高額で売却できる田畠などを所有し、それを売却すれば保護を受けることなく長期間安定した生活ができる場合のあることを考慮しての措置であるとされている。

(2) 原処分について

請求人は、処分庁が本件申請に対して、資産価値のある土地及び家屋を保有しているにもかかわらず、それらの活用を拒否したことと理由に却下したが、これらの資産は固定資産税評価額からも高額なものではないので、原処分が不服である旨を主張している。

前記(1)イによると、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適さない資産について、その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があると認められるものは、例外的に保有を認めることとされており、これを受け、前記(1)ウにおいては、居住の用に供される家屋及びその家屋に付属する土地については、原則として保有を認めることとし、処分価値が利用価値に比して著しく大きい場合はこの限りでないとされている。

そこで本件についてみると、請求人世帯は、前記1(1)及び(2)のとおり、

この利用状況

を踏まえ本件不動産の利用価値を評価した上で、処分価値と比較し、処分させるか保有を認めるかを判断すべきであるところ、処分庁は本件不動産の利用価値を評価することなく、評価額のみをもって処分価値があるものと判断し原処分を行っており、原処分は必要な検討を欠いた違法又は不当な処分であると言わざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年10月15日

北海道知事 高橋 はるか

